

令和5年度

登録事業 A
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和5年度登録事業A 事業報告

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

概 要

登録事業Aにおいては、タクシー業務適正化特別措置法に基づく運転者登録実施機関・認定講習実施機関として、適切に業務を遂行しました。

登録業務においては、タクシー運転者登録・運転者証の交付及び事業者乗務証の交付等に係る事務を確実に遂行しました。

運転者証及び事業者乗務証のデザインが変更されたことから、これらの切り換えを推進するとともに掲出方法の周知に努めました。

令和5年度の登録の受け付けでは、前年度の取扱件数に比べ登録申請及び運転者証交付件数は共に増加し、令和5年度末の運転者証総交付件数は10,238件で、前年度末より206件(2.05%)増加しました。

登録関係の総取扱件数は14,233件、このうち登録件数は1,246件、登録削除件数は1,192件となっています。

講習業務においては、タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項に規定する関東運輸局長の認定を受けた講習として「法令」「安全」「接遇」「地理」についてカリキュラムを組み、「接遇」の科目には「交通バリアフリー」の講習を組み入れて実施しました。途中、受講者の大幅な増加に対応するため講習内容等について検討し、大会場の確保に加え、講習時間の見直しにより講習日程の短縮を図り、より多くの受講者を受け入れることができるようカリキュラムの変更を行いました。

また、他の地域で2年以内にタクシー運転者登録がされていた者については「法令」「安全」「接遇」の講習が免除となるため、「地理」のみの講習を設定しています。

令和6年2月29日にタクシー業務適正化特別措置法施行規則が一部改正され「地理に関する試験」が廃止されたことから、これ以降、受講後はすべての受講者に「地理」について効果測定を実施しました。

令和5年度の講習実施回数は44回で前年度より少ないものの、受講者総数は1,314名と増加しました。

なお、神奈川県より認定を受けた職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練としての研修及びキャリア形成助成金の申請に係る業務も併せて履行しています。

1-1 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）取扱件数

- ① 登録申請
登録申請件数は 1,246 件で、前年度対比 530 件（74.02%）増加した。
- ② 運転者証交付申請
運転者証交付件数は 1,660 件で、前年度対比 440 件（36.07%）増加した。
- ③ 運転者証訂正申請
運転者証訂正件数は 2,494 件で、前年度対比 97 件（4.05%）増加した。
- ④ 運転者証再交付申請
運転者証再交付件数は 71 件で、前年度対比 53 件（294.44%）増加した。
- ⑤ 運転者証一括再交付申請（※令和 5 年 9 月から）
運転者証一括再交付件数は 2,019 件で、27 事業者からによるものであった。
- ⑥ 原簿の謄本交付及び閲覧申請
原簿の謄本交付件数は 43 件で、前年度対比 20 件（31.75%）減少した。
- ⑦ 業務経歴証明書交付申請
業務経歴証明書交付件数は 8 件で、前年度対比 5 件（166.67%）増加した。
- ⑧ 事業者乗務証交付申請
事業者乗務証交付件数は 59 件で、前年度対比 4 件（7.27%）増加した。
- ⑨ 事業者乗務証訂正申請
事業者乗務証訂正件数は 386 件で、前年度対比 15 件（3.74%）減少した。
- ⑩ 事業者乗務証再交付申請
事業者乗務証再交付件数は 5 件で、前年度対比 3 件（150.00%）増加した。
- ⑪ 事業者乗務証一括再交付申請（※令和 5 年 9 月から）
事業者乗務証一括再交付件数は 243 件で、3 団体からによるものであった。

令和 5 年度の登録業務実績は、表-1 のとおりである。

登録業務実績

表-1

区 分 項 目	令和5年度	前年度(令和4年度) 対比			
	件 数	件 数	増 減	比 率 (%)	
登録申請	1,246	716	530	74.02%	
運転者証交付	1,660	1,220	440	36.07%	
運転者証訂正	2,494	2,397	97	4.05%	
運転者証再交付	71	18	53	294.44%	
運転者証一括再交付	2,019	—	2,019	—	
原簿謄本交付	43	63	▼ 20	▼ 31.75%	
原簿閲覧	0	0	0	—	
業務経歴証明書交付	8	3	5	166.67%	
事業者乗務証交付	59	55	4	7.27%	
事業者乗務証訂正	386	401	▼ 15	▼ 3.74%	
事業者乗務証再交付	5	2	3	150.00%	
事業者乗務証一括再交付	243	—	243	—	
小 計	8,234	4,875	3,359	68.90%	
登録消 除	1,192	1,310	▼ 118	▼ 9.01%	
登録取 消	3	3	0	0.00%	
登録事項 の 変更	免許証の有効期限	2,273	2,359	▼ 86	▼ 3.65%
	氏名・住所・その他	306	294	12	4.08%
	運転者の移動	414	504	▼ 90	▼ 17.86%
	事業者の名称・住所	215	244	▼ 29	▼ 11.89%
	免許証の効力停止	15	21	▼ 6	▼ 28.57%
運転者証の返納	1,454	1,680	▼ 226	▼ 13.45%	
事業者乗務証の返納	124	134	▼ 10	▼ 7.46%	
そ の 他	0	0	0	—	
小 計	5,996	6,549	▼ 553	▼ 8.44%	
合 計	14,230	11,424	2,806	24.56%	

1-2 登録運転者等

令和5年度末の登録運転者等の数については、表-2のとおりである。

登録運転者等項目別件数

表-2

区 分 項 目	令和5年度	前年度(令和4年度) 対比		
	件数(内女性)	件数(内女性)	増 減	比 率 (%)
実 在 登 録 数	12,448 (530)	12,412 (476)	36	0.29%
運 転 者 証 総 交 付 数	10,238 (439)	10,032 (376)	206	2.05%
事業者乗務証総交付数	1,705 —	1,770 —	▼ 65	▼ 3.67%

※ 女性への運転者証交付数は、前年度対比 63件(16.76%)増加した。

1-3 運転者証及び事業者乗務証のデザイン変更

令和5年8月にタクシー運転者及び個人タクシー事業者（以下、「運転者等」と言う。）のプライバシーに配慮し、安心して働ける職場環境の整備を促進することを目的として、運転者証及び事業者乗務証（以下、「運転者証等」と言う。）のデザインが変更された。

新しいデザインの運転者証等への切り換えを希望する運転者等も多いと予想されたことから、申請事業者等の経済的及び事務的両面の負担を軽減することにより運転者証等の切り替えを推進すべく、「一括再交付」による申請を令和5年度末まで期間を定めて受け付けるとともに、新しいデザインの運転者証等の掲出方法についての周知に努めた。

また、新しいデザインの運転者証等を車内に掲示した際に、車外から運転者等の氏名や写真の一部が見えてしまうケースがあるとのことから、車外から運転者の氏名等が隠れるようシートを用意し、希望する法人タクシー事業者や個人タクシー組合に配布することにより運転者等のプライバシーが守られるよう努めた。

尚、一括再交付の他に新規や更新等による交付を含めると、新しいデザインの運転者証等への移行状況は、法人は約46%、個人は約33%となる。

2-1 講習等実施状況

令和5年度の講習業務実績は、表-3のとおりである。

講習業務実績

表-3

区 分 項 目	令和5年度	前年度(令和4年度) 対比		
	実施回数 44回 受講者数 (内女性)	実施回数 47回 受講者数 (内女性)	増 減	比率 (%)
全科目受講	1,291 (108)	730 (59)	561	76.85%
地理のみ受講	23 (0)	8 (1)	15	187.50%
合 計	1,314 (108)	738 (60)	576	78.05%

2-2 効果測定

令和6年2月29日から全てのカリキュラムが終了した受講者を対象に、地理に係る効果測定を実施し、10問出題し正答率が60%以上70%未満の者に補講を行い、60%未満の者には補講及び再効果測定を行った。

- ・補講を行った者 1名
- ・補講及び再効果測定を行った者 2名

2-3 講習の内容

① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令（道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、タクシー業務適正化特別措置法、道路交通法、道路運送車両法、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款）についての知識を習得させるよう講習を実施した。

② 安全

乗客を安全に目的地まで輸送することができるよう、地域における交通事故の発生状況など、身近に起こり得る危険に関する知識を得ることや、交通事故発生状況を踏まえた運転時の留意事項、また、事故発生時の対応についての講習を実施した。

そして、過労運転の防止等の健康管理に加え、絶対にあってはならない飲酒運転を

防止するために、自己管理の重要性について意識の高揚を図った。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、サービスの向上、トラブルの際の対応についての知識に加え、センターに寄せられる苦情などの具体例をあげるなど、タクシー運転者としての資質を高めるよう講習を実施した。

高齢者や障がい者の方の多様なニーズや特性を理解し介助技能の向上を図る為、神奈川タクシーセンターがユニバーサルドライバー研修実施機関となり、神奈川トヨタ㈱の協力を得て、「交通バリアフリー」の講習(UD研修と同等)を組み入れた。

また、接客の基本については、外部講師による専門的な視点から見た挨拶や言葉遣いなどの授業を行い、接客に対する理解をより深めた。

④ 地理

横浜地域の施設一覧表を基に、副読本の地図帳を用いて主要幹線道路や利用の多い施設・建物の立地など基本的な地理を把握させ、タクシー運転者としての知識をより向上させるよう講習を実施した。

3 会議

令和5年度は、次の通り会議を開催した。

登録諮問委員会 4回 開催

第1回 令和 5年 6月 13日 (火)

議 題 ・令和4年度 登録事業A 事業報告及び収支決算等について

第2回 令和 5年 8月 28日 (月) 書面決議による

提案事項 ・新デザイン運転者証・事業者乗務証への変更に係る

手数料に関する件

・「登録事務等の実施に関する規程【神奈川県A】」

の一部変更に関する件

第3回 令和 6年 3月 5日 (火) 書面決議による

提案事項 ・講習日程変更の件

・「運転者研修所運営規程」の一部改訂の件

第4回 令和 6年 3月 7日 (木)

議 題 ・令和6年度 登録事業A 事業計画及び収支予算について

4 委員の変更

令和5年度において、次の通り変更があった。

登録諮問委員

小久保 篤 退任 令和 5年 3月 31日

倉田 昭人 新任 令和 5年 4月 1日